

ダイハツ系連合健康保険組合 議員・役員報酬補償規程

(趣 旨)

第1条 組合の議員及び役員が、組合の職務を行うため、事業主より平常の業務に対する報酬を受けることができない場合においては、その受けることができなかった額の限度において、この規程による補償額を支給する。

(請求手続)

第2条 前条の規定によって、事業主から報酬を受けることができなかった者は、その受けることができなかった額を記載した請求書を理事長に提出しなければならない。
2 前項の請求書には、報酬を受けることができなかった額及び受けることができない旨の事業主の証明を添付しなければならない。

(補償額の基礎)

第3条 補償額については、その者の標準報酬日額によってこれを計算して支給する。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。